

(仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託

プロポーザル実施要領

令和5年10月

松江市教育委員会教育総務課

## 目次

1. 教育方針	1
2. 目的	1
3. 業務概要	2
4. プロポーザル実施方針	3
5. 参加に関する制限	6
6. 参加不適合者	6
7. 審査委員会	6
8. 参加手続等	7
9. 現地見学	8
10. 参加および辞退に関する提出手続	9
11. 技術資料・技術提案書の提出手続	10
□技術資料作成要領	12
□技術提案書作成要領	15
12. 審査結果の発表	19
13. 設計委託契約	19
14. 著作権、意匠および提出図書の取り扱い	20
15. 経費の負担	20
16. その他	20

## 1. 松江市の教育方針

### ■基本理念（松江市教育大綱）

ドリームズ フロム まつえ  
DREAMS from MATSUE

～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～

松江市は、宍道湖・中海・日本海と堀川、大橋川などの水に囲まれ、八雲立つ山々に抱かれた雄大で美しい自然、古代からの悠久の歴史が脈々と受け継がれる中で磨かれてきた豊かな伝統文化が息づくまちです。一方、松江発のプログラミング言語「Ruby（ルビー）」を核とした IT 産業など、ユニークな地域資源を有するとともに、地域のつながりや、ビジネスや学術、スポーツ・芸術・文化など各分野において、松江を心のふるさととして活躍されている人たちとの多くの出会いがあります。

私たちは、これらの水辺をはじめとする様々な地域資源を活かした学びや人との関わりなどを糧に、子どもたちの自ら生きる力を育むとともに、誰もが生涯を通じて共に学び、その成果を活かすことのできる環境を充実させ、ふるさと松江から（from MATSUE）、夢（DREAMS）を実現し未来を切り拓く人を育みます。そして、子どもたちが松江に育ったことを誇りに思い、どこにいても「松江が大好きだ」と思い続けてくれること、また、さまざまな形で、いずれ松江の将来を支える一員となってくれることを願っています。

本市では、「DREAMS from MATSUE（ドリームズフロムまつえ）～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～」を基本理念とした教育に取り組むこととします。変化の激しい予測困難な社会であるからこそ、一人一人が夢の実現に向けて自ら考え行動する力を持つとともに、皆が多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合って未来を切り拓いていかねばならないと考えています。

まちづくりの最上位計画である松江市総合計画で掲げる将来像「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を目指し、本大綱においては松江市の教育における基本理念を「DREAMS（ドリームズ）from（フロム）MATSUE（まつえ）～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～」とし、それを実現するための4つの基本方針を示しています。

- <基本方針Ⅰ> 生きる力を持った子どもたちの育成
- <基本方針Ⅱ> 一人一人の育ちと学びを支える体制づくり
- <基本方針Ⅲ> 子どもたちの教育環境の充実
- <基本方針Ⅳ> 生涯にわたり心豊かに学び合う環境づくり

## 2. 目的

児童、生徒数の減少に伴い、現在の湖北中学校の敷地へ大野・秋鹿・古江小学校及び湖北中学校を統合し義務教育学校として（仮称）湖北学園を整備するとともに、同敷地内へ大野・秋鹿・古江の幼稚園、児童クラブを統合し新幼稚園、新児童クラブを設ける予定である。本プロポーザルは、それぞれの施設の整備に伴う増築及び既存建物の内部改修を目的とし、専門的知識を要することは勿論のこと、それぞれの施設の運用を考慮した施設配置やICTなど新しい学びに配慮した教室の設置など、設計の難易度及び専門性も高く、高度な知識を必要としている。したが

って、整備内容の決定や基本設計業務を委託するにあたり、学校改修及び建設関連の法令への対応に関して専門的知識と豊富な経験を有し、かつ業務への良好な取組体制や設計及び技術内容等の優れた提案を行うことのできる設計者を選定することを目的として実施するものである。

### 3. 業務概要

---

(1) 業務名称

(仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託

(2) 発注者

松江市

(3) 業務内容

別紙 (仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託にかかる業務委託仕様書 参照

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

(5) 概算工事費

約28億円(10%の消費税込)

…増築校舎と既存校舎改修(児童クラブへの改修も含む)、既設屋内運動場改修、新設屋内運動場、新設グラウンド付属棟、新設幼稚園、外構整備等の建設費

設計監理、測量、調査費用は除く

基本計画策定時点(R4.12)の概算工事費であるため、基本設計時に再算定を行う

(6) 事業スケジュール(予定)

- ・基本設計 令和6年1月～令和7年3月14日
- ・事前準備工事設計 令和7年7月～令和8年3月
- ・地盤調査 令和7年9月～令和8年3月
- ・事前準備工事 令和8年7月～令和9年2月
- ・実施設計 令和8年4月～令和9年2月
- ・建築工事 令和9年度～令和10年度
- ・開校 令和11年度

## 4. プロポーザル実施方針

---

### (1) 選定方式および基本条件

#### ①選定方式

ア) 選定は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）とします。

イ) プロポーザルは、応募した者について評価を行い、第一優先交渉権者1者および次点交渉権者1者を選定します。

ウ) プロポーザルは、(仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置して審査を行います。

審査委員会は技術資料や技術提案書等を審査し、総合的に評価した上で第一優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

#### ②基本条件

本業務の受託にあたっては、1社単独または2社から3社による設計共同企業体により行うことを条件とします。なお、設計共同企業体を構成して参加する場合は、松江市における令和5年度松江市入札参加者名簿（測量・建設コンサルタント業務等）に登録される者であり、かつ、松江市内に主たる営業所（本社）を有する事業者の中で結成すること。この場合における各構成員の出資比率は2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とし、出資比率が最大のもを代表者とします。

### (2) 応募者の審査

審査は、審査委員会で非公開により行います。

### (3) 応募資格

本プロポーザルの応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

①一級建築士の在籍数が4人以上であること。ただし、設計共同企業体の場合は各社の一級建築士在籍数の合計が4人以上であることとする。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

③松江市における令和5年度松江市入札参加者名簿（測量・建設コンサルタント業務等）に登録される者であり、かつ、松江市内に主たる営業所（本社）を有する事業者であること。

④松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年松江市告示第19号）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑥次のアからカまでのいずれの場合にも該当しない者であること。

ア) 役員等（法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、すべての役員をいう。

以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるなど、暴力団(法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)がその経営又は運営に実質的に関与している法人等。

- イ) 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等。
- ウ) 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している法人等。
- エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給するなど、暴力団の活動に関与している法人等。
- オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請契約、業務の委託契約、資材の購入契約等を締結している法人等。
- カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等。

⑦所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。

⑧管理技術者<sup>\*1</sup>は、次に掲げる資格等をすべて満たすこと。

ア) 一級建築士の資格を有すること。

イ) 当該応募者の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

⑨各分担業務分野の主任担当技術者<sup>\*2</sup>を、それぞれ1名ずつ配置できること。なお、管理技術者および各分担業務分野<sup>\*3</sup>の主任担当技術者は、兼任することはできません。

⑩各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア) 建築(総合)主任担当技術者

a. 一級建築士の資格を有すること。

b. 当該参加者の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

イ) 建築(構造)主任担当技術者

a. 建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士の資格を有すること。

ウ) 建築設備(電気)主任担当技術者および建築設備(機械)主任担当技術者

a. 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士の資格または建築士法第2条第5項に規定する建築設備士の資格を有すること。

⑪各分担業務分野の再委託については、下記のとおりです。

ア) 建築(総合)分野の再委託は禁止とします。ただし、主たる業務以外の部分(トレース、パース等)については、事前に松江市の承認を得たときは、この限りではありません。

イ) 構造分野を再委託する場合の委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではありません。

ウ) 設備分野を再委託する場合の委託先は、建築士法における設備設計一級建築士又は建築設備士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士又は建築設備士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではありません。

⑫本業務には管理技術者または建築（総合）主任担当技術者のどちらか1名を専任とすることとし、また、専任する者は管理建築士（建築士法第24条第2項に規定）以外の者であること。

※1 「管理技術者」とは、業務の管理および統括を行う者をいいます。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。

※3 「分担業務分野」の分類は、下記によります。なお、参加者においてこれ以外の分野を追加することは差支えありませんが、その場合、技術資料提出時に、様式11に従い、当該分野の業務内容および分野を追加する理由等を明確にしてください。また、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定することはできません。

分担業務分野	分担業務内容
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
建築（構造）	同上「構造」に係るもの
建築設備（電気）	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
建築設備（機械）	同上「設備」のうち、「電気設備」以外のもの

## 5. 参加に関する制限

---

### (1) 応募数

各参加者からの応募は1点のみとします。

### (2) 協力事務所

本プロポーザル参加者は、他の参加者の協力事務所になることはできません。

### (3) 提出書類

提出された参加に関する書類および技術資料・技術提案書等の差し替え、追加および削除等は一切認めません。ただし、提出した書類に記載した配置予定技術者が病休、死亡等のやむを得ない理由により変更する場合で、松江市の承諾を得た場合に限り、変更が行えるものとします。

## 6. 参加不適合者

---

次の各項目のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

### (1) 審査委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

### (2) 審査委員会の委員およびその家族が主宰し、あるいは役員または顧問をしている営利団体に所属する者が在職している企業

## 7. 審査委員会

---

審査委員会の委員は、別に定める審査委員会要領により選定します。

## 8. 参加手続等

---

### (1) 事務局

- ①担 当 松江市教育委員会 教育総務課 施設建設係
- ②住 所 〒690-8540 松江市末次町86番地
- ③電 話 0852-55-5949
- ④F a x 0852-55-5534
- ⑤e-mail e-kensetsu@city.matsue.lg.jp

### (2) プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュールについては、下記のとおりとします。ただし、各項目の日程については、諸事情により変更する場合があります。

令和5年10月31日(火)	実施要領公開
11月9日(木) 午前12時まで	現地見学申込
11月10日(金) 午後5時まで	現地見学通知
11月10日(金) 午後5時まで	参加に関する質問書の提出期限
11月13日(月)・14日(火)	現地見学予定
11月14日(火) まで	参加に関する質問書の回答(ホームページにて回答)
11月16日(木) 午前12時まで	参加申込受付
11月16日(木) 午後5時まで	技術資料・技術提案書に関する質問書の提出期限
11月22日(水) まで	参加者資格審査の結果通知
11月24日(金) まで	技術資料・技術提案書に関する質問書の質疑回答(ホームページにて回答)
12月1日(金) 午後5時まで	技術資料の提出期限
12月11日(月) 午後5時まで	技術提案書の提出期限
12月19日(火) 予定	審査(書類審査およびヒアリング)による優秀者および次点優秀者の選定
12月下旬	優秀者および次点優秀者の通知・公表
令和6年1月上旬	契約の締結

## 9. 現地見学

---

### (1) 現地見学の内容

#### ①日程

令和5年11月13日(月)～令和5年11月14日(火)を予定

#### ②実施について

- ・現地見学を希望する場合は以下の手続きにより参加申し込みを行って下さい。
- ・参加者ごとに時間帯を分け、それぞれ1時間程度、現地見学のための時間を設けます。
- ・当日は事務局担当者が同行します。
- ・見学日は授業を実施しているため、生徒や職員に迷惑がかからないよう、十分配慮してください。
- ・現地見学会の際に質疑は受け付けません。
- ・事故、怪我、紛失、その他トラブルにつきましては一切の責任を負いかねます。
- ・申し込みできる人数は1参加者につき4名以内とします。
- ・本見学会以外で見学の受付はしません。
- ・湖北中学校に直接連絡を取る行為や、見学会以外で敷地に立ち入るなど、問題を起こしたもののについては、本プロポーザルの申し込みを受け付けない場合があります。

### (2) 現地見学申込の手続き

現地見学参加届は、次により提出してください。

#### ①提出書類

参加希望者は現地見学参加届(様式1)を1部提出してください。

#### ②提出場所および方法

- ア) 場所                    事務局
- イ) 期限                    11月9日(木) 午前12時まで
- ウ) 提出方法                事務局への電子メールにて受け付けます。

### (3) 現地見学の日程通知

現地見学の日程は、11月10日(金)午後5時までにメールで通知します。

併せて、当日のスケジュール等について案内いたします。

## 10. 参加に関する提出手続き

---

### (1) 参加に関する質問書の提出

#### ①提出書類

参加に関する質問書（様式3-1）により作成し、提出してください。

#### ②提出場所および方法

ア) 場所 事務局

イ) 期限 令和5年11月10日（金）午後5時まで（必着）

ウ) 方法 事務局への電子メールにて受け付けます。電子メール以外での質問の受付はできません。

#### ③回答

質問に対する回答は、令和5年11月14日（火）までにホームページにて回答します。なお、この回答は本要領の追加または修正とみなします。

### (2) 参加の手続き

参加申込書兼誓約書は、次により提出してください。

#### ①提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、業務委託仕様書等の各規定を理解したうえで参加申込書兼誓約書（様式2-1又は様式2-2）を1部提出してください。

#### ②提出場所および方法

ア) 場所 事務局

イ) 受付期間 令和5年11月1日（水）～11月16日（木）午前12時まで  
※閉庁日を除く  
午前9時～午前12時および午後1時～午後5時

ウ) 期限 令和5年11月16日（木）午前12時まで

エ) 提出方法 持参とします。

オ) その他 参加者審査の結果通知送付用として宛先を明記した封筒（長形4号、84円切手貼付）を添付してください。

### (3) 参加者資格審査と結果通知

参加者の資格審査は、事務局が行います。

審査結果は、令和5年11月22日（水）までに、FAXで通知します。また、本書は後日郵送します。

## 1 1. 技術資料・技術提案書の提出手続き

---

### (1) 技術資料・技術提案書に関する質問書の提出

#### ①提出書類

技術資料・技術提案書に関する質問書（様式 3 - 2）により作成し、提出してください。

#### ②提出場所および方法

ア) 場所 事務局

イ) 期限 令和 5 年 1 1 月 1 6 日（木）午後 5 時（必着）

ウ) 方法 事務局への電子メールにて受け付けます。電子メール以外での質問の受付はできません。

#### ③回答

質問に対する回答は、令和 5 年 1 1 月 2 4 日（金）までに松江市役所のホームページ上で公表します。なお、この回答は、本要領の追加または修正とみなします。

### (2) 技術資料・技術提案書の提出手続き

#### ①提出書類及び提出部数

技術資料（様式 4 ~ 様式 1 3）は下記「技術資料作成要領」に従って作成し、各 3 部提出してください。技術提案書（様式 1 4 ~ 様式 2 1）は以下の参考資料を踏まえ、下記「技術提案書作成要領」に従って作成し、各 1 3 部提出してください。

#### 【参考資料】

- ・ 学校施設整備指針

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/seibi/main7\\_a12.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm)

- ・ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm)

- ・ 2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の ZEB 化の推進について

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00006.htm)

- ・ 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/mext\\_00484.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html)

- ・ 学校施設のバリアフリー化の推進

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/seibi/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html)

- ・ これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00005.htm)

## ②技術資料の提出場所および方法

- ア) 場所 事務局
- イ) 受付期間 令和5年11月27日(月)～12月1日(金)午後5時まで  
※閉庁日を除く  
午前9時～午前12時および午後1時～午後5時
- ウ) 期限 令和5年12月1日(金)の午後5時(必着)
- エ) 提出方法 持参とします。
- オ) その他 持参される際は、事前に事務局まで電話していただき、提出日時を伝えてください。参加者同士の接触をさけるため、時間調整をさせていただく場合があります。

## ③技術提案書の提出場所および方法

- ア) 場所 事務局
- イ) 受付期間 令和5年11月27日(月)～12月11日(月)午後5時まで  
※閉庁日を除く  
午前9時～午前12時および午後1時～午後5時
- ウ) 期限 令和5年12月11日(月)の午後5時(必着)
- エ) 提出方法 持参とします。
- オ) その他
- ・持参される際は、事前に事務局まで電話していただき、提出日時を伝えてください。参加者同士の接触をさけるため、時間調整をさせていただく場合があります。
  - ・ヒアリングの順番を決める抽選を提出時に行います。
  - ・本プロポーザルの審査結果通知書の送付用として宛先を明記した封筒(長形4号、84円切手貼付)を添付してください。

## ■ 技術資料作成要領 ■

技術資料については下記により作成し、提出してください。

### 要領 1) 提出書類および提出部数

提出書類	様式	部数
事務所の有資格者	4	3
事務所の業務実績	5	3
管理技術者の経歴等	6	3
建築（総合）主任担当技術者の経歴等	7	3
構造、電気設備、機械設備主任担当技術者の経歴等	8, 9, 10	3
新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者の経歴等	11	3
協力事務所の概要	12	3
見積書	13	3

### 要領 2) 提出書類の記入上の留意事項

#### ①書類全般

- ア) 技術資料は、様式番号順に綴り、通しページを余白下中央に付して、表紙を付したうえで、左上1か所にホチキス止め（クリップ止めは不可）としてください。
- イ) 契約書や資格証の写しなどの添付書類は、該当する様式の次ページに綴ってください。

#### ②個別様式

##### ア) 事務所の有資格者（様式4）

- a. 事務所の有資格者について記入してください。
- b. 資格は、様式の資格欄に該当する資格を対象とし、これ以外の資格については記入しないでください。また、複数の資格を有する職員については、分野ごとに延べ人数で記入してください。

##### イ) 事務所の業務実績（様式5）

下記に該当する業務実績について記入してください。なお、業務実績は実施設計業務の契約履行が令和5年10月31日現在において完了しているものを対象とします。

- a. 平成20年度以降に業務完了した2,000㎡以上の小・中学校（義務教育学校等を含む）の校舎の新築・増築・改築工事に係る実施設計業務（設計共同企業体で受託していた場合は、代表構成員として参画した業務に限る）。
- b. 平成20年度以降に業務完了した国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）又は市町村（公社、合併前の旧市町村等を含む）発注の改修床面積2,000㎡以上の改修工事に係る実施設計業務（設計共同企業体で受託していた場合は、代表構成員として参画した業務に限る）。

※建物内部の改修床面積を対象とし、外壁改修面積や屋上防水改修面積等は除く。

※耐震補強による改修は、同時に内部改修を行っており、かつ、内部改修床面積が2,000㎡を超えるものを実績の対象とする。

- c. 実績が複数ある場合は、延床面積の大きいものから順に記入してください。  
記入する実績件数は3件を上限とし、全て評価の対象とします。実績がなければ空欄としてください。記入した業務については契約書の写し、延床面積、改修床面積、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる資料の写し（図面、写真、パース等）を提出してください。
- d. 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。
- ・受注形態の欄には、単体または設計共同企業体の別を記入してください。
  - ・構造・規模の欄には〔構造種別－地上階数／地下階数、延床面積〕を記入してください。

#### ウ) 管理技術者の経歴等（様式6）

本業務を担当する管理技術者について、次に従い記入してください。

##### a. 実務経験年数、保有資格等

- ・当該事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付してください。なお、参加申込書兼誓約書の提出日以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係が必要となります。
- ・記入した資格を証する資料（資格者証の写し等）を添付してください。
- ・実務経験年数については、1年未満は切り捨てとします。

※上記の添付資料の中で、参加申込書兼誓約書の提出時に添付した資料については添付を省略してよろしいです。

##### b. 業務実績

- ・実績の対象となる業務は、延床面積2,000㎡以上の新築・増築・改築工事に係る実施設計業務とします。
- ・実績が複数ある場合は、延床面積の大きいものから順に記入してください。記入する実績件数は3件を上限とし、全て評価の対象とします。実績がなければ空欄としてください。
- ・該当する業務実績については事務所の業務実績の書き方にならって記入し、あわせて関わった分担業務分野および立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者）を記入してください。

#### エ) 建築（総合）主任担当技術者の経歴等（様式7）

本業務を担当する建築（総合）主任担当技術者について、管理技術者の経歴等の記入方法に準じ、記入してください。

#### オ) 建築（構造）主任担当技術者、建築設備（電気）主任担当技術者、建築設備（機械）主任担当技術者の経歴等（様式8、様式9、様式10）

##### a. 建築（構造）、建築設備（電気）、建築設備（機械）主任担当技術者共通

- ・記入した資格を証する資料（資格者証の写し等）を添付してください。
- ・実務経験年数については、1年未満は切り捨てとします。
- ・実績の対象となる業務は、延床面積2,000㎡以上の新築・増築・改築工事に係る実施設計業務とします。

・実績が複数ある場合は、延床面積の大きいものから順に記入してください。記入する実績件数は3件を上限とし、全て評価の対象とします。実績がなければ空欄としてください。

・該当する業務実績については、事務所の業務実績の書き方にならって記入し、あわせて関わった分担業務分野および立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者）を記入してください。

※上記の添付資料の中で、参加申込書兼誓約書の提出時に添付した資料については添付を省略してよろしいです。

b. 建築（構造）主任担当技術者

・資格については、構造一級建築士、一級建築士についてのみ記入してください。資格登録番号、取得年月日を記入してください。

c. 建築設備（電気）主任担当技術者および建築設備（機械）主任担当技術者

・建築設備（電気）主任担当技術者および建築設備（機械）主任担当技術者の資格については、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士についてのみ記入してください。資格登録番号、取得年月日を記入してください。

カ) 新たな分担業務分野（様式11）

提出者において新たに分担業務（ユニバーサルデザイン、照明計画、積算業務等）を追加する場合は、新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等を提出してください。

キ) 協力事務所の概要（様式12）

4. プロポーザル実施方針（3）⑩各分担業務分野の再委託において協力事務所がある場合は提出してください。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備または提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、照明計画、積算業務等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容および理由について記入してください。

ク) 見積書（様式13）

## ■ 技術提案書作成要領 ■

技術提案書については下記により作成し、提出してください。

### 要領 1) 提出書類および提出部数

提出書類	様式	部数
基本設計についての技術提案書	14～21	13

### 要領 2) 提出書類の記入上の留意事項

技術提案書（様式 14～21）は次のテーマについて提出してください。設計諸条件については、別紙「(仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託にかかる業務委託仕様書(案)」を参照してください。

#### ①配置計画について

- ・各施設（義務教育学校、屋内運動場、特別支援学級・通級指導教室、児童クラブ、幼稚園）の配置及び動線計画について
- ・屋外活動スペースの提案
- ・生徒児童の安全を考慮した駐車場及び駐輪場の提案
- ・スクールバスの安全運行及び生徒児童バスの動線を考慮したスクールバスの駐停車場所の提案

#### ②屋内空間について

- ・松江市教育大綱に記載されている内容を考慮した学習空間の提案について
- ・各施設（義務教育学校、屋内運動場、特別支援学級・通級指導教室、児童クラブ、幼稚園）の内部空間の提案

#### ③現湖北中学校校舎、湖北中学校屋内運動場、既設プールの活用について

- ・現湖北中学校校舎（以下、既存校舎という）の改修及び改造に関する提案
- ・既存校舎の各教室の活用に関する提案  
※既存校舎で対応可能なら、幼稚園及び児童クラブの建設は必須ではない
- ・現湖北中学校屋内運動場の改修について提案
- ・既設プールの活用について（義務教育学校及び児童クラブで使用）  
※既設プールは撤去せずに既存のまま活用すること

#### ④生徒等の安全確保、工期短縮に配慮した工事工程計画

- ・既存校舎は工事中も利用していることを考慮した提案  
※校舎建築工事の工事期間は2年以内とすること
- ・工事期間中の安全確保に配慮した工事動線、ゾーニングについての提案

#### ⑤災害に対する安全対策・設備機器について

- ・避難所として有効に機能するために必要な設備機器や避難空間の提案

- ・その他避難所として必要な配慮や工夫について提案

⑥業務期間縮減等を考慮した業務工程計画

※別紙「(仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託にかかる業務委託仕様書(案)」に記載の基本設計業務委託スケジュール(予定)を考慮したものとする。

⑦景観について

- ・既存建物と宍道湖をはじめとした周辺の自然環境との調和について

⑧その他提案・創意工夫等

- ・上記のテーマ①及び②はA3横版片面各1枚以内、③～⑦はテーマごとにA4縦版または横版片面1枚以内に簡潔に記載ください。
- ・文字の大きさ、行間などに配慮し、読みやすいものとして作成してください。
- ・文字を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能としますが、設計内容が具体的に表現されている設計図や模型、模型写真、透視図等は使用できません。
- ・要求した内容以外の書類等については、これを受理しないものとします。
- ・技術提案書は、様式番号順に綴り、通しページを余白下中央に付して、表紙を付したうえで、左上1か所にホチキス止め(クリップ止めは不可)としてください。

※表紙を含め、各書類には提出者を特定することのできる内容(具体的な社名、ロゴ、実績の名称等)は記述しないでください。

(3) 審査

①実績・資格審査

ア) 技術資料の評価項目等

提出された技術資料の評価項目は次のとおりとします。審査は、参加申込書兼誓約書の提出者を特定できる事項については伏せて実施するものとします。

評価項目	評価の着目点			配点	
	判断基準				
事務所の 評価	有資格者数	有資格者数を評価します。		5点	
	業務実績	業務実績を評価します。			
配置技術者の 評価	実務経験 年数	実務経験年数を 評価します。	管理技術者	11点	
			主任 担当 技術者		建築（総合）
					建築（構造）
					建築設備（電気）
	建築設備（機械）				
	業務実績	業務実績を 評価します。	管理技術者		
			主任 担当 技術者		建築（総合）
					建築（構造）
建築設備（電気）					
建築設備（機械）					
見積額				20点	
合計				36点	

イ) 実績・資格審査の方法

実績・資格審査は、審査委員会が実施します。なお、審査は非公開により行います。

## ②技術提案審査

### ア) 技術提案書の評価項目等

提出された技術提案書の評価項目は次のとおりとします。審査は、技術提案書の提出者を特定できる事項については伏せて実施するものとします。

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
技術提案 の評価	①配置計画について	各施設の配置及び動線計画	64点
		屋外活動スペース	
		安全を考慮した駐車場及び駐輪場	
		スクールバスの動線及び駐停車場所	
	②屋内空間について	学習空間の提案	
		義務教育学校の内部空間	
		新設屋内運動場の内部空間	
		特別支援・通級指導教室の内部空間	
		児童クラブの内部空間	
		幼稚園の内部空間	
	③現湖北中学校校舎、湖北中学校屋内運動場、既設プールの活用について	現湖北中学校の改修、改造、教室の活用	
		現湖北中学校屋内運動場の改修について提案	
		既設プールの活用	
	④生徒等の安全確保、工期短縮に配慮した工事工程計画		
⑤災害に対する安全対策・設備機器について			
⑥業務期間縮減等を考慮した業務工程計画			
⑦景観について			
⑧その他提案・創意工夫等			

※①実績・資格審査+②技術提案審査の合計100点

### イ) 技術提案審査の方法

- a. ヒアリングは、参加者の業務の取り組み方針や提案の内容、設計意欲等について、技術提案書をもとに審査委員会が実施します。
- b. 審査委員会は、技術提案書の内容や業務の取組方針、設計意欲等について、ヒアリング結果をふまえ、総合的に評価を行います。
- c. 実績・資格審査の評価結果や上記評価結果をふまえ、総合的に審議を行い、第一優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を選定します。
- d. 評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は、第一優先交渉権者として選定しません。

### ウ) ヒアリングについて

- a. ヒアリングは非公開で行います。
- b. ヒアリングの出席者は4名以内とし、本件に配置予定の管理技術者および建築（総合）主任担当技術者は必ず出席してください。

- c. 特定テーマの説明、ヒアリングへの回答等については、本件に配置予定の管理技術者または主任担当技術者が、主として行ってください。
- d. ヒアリングの場所、日付、時間、留意事項等については別途通知します。
- e. ヒアリング時の回答・説明は、提出した技術提案書の内容に限るものとしますが、パワーポイント等作成のために、最小限の編集を行うことは可とします。
- f. ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし原則として審査の対象としません。
- g. 他者のヒアリングを参観または聴講することは禁止します。

## 1 2. 審査結果の発表

---

審査の結果については、プロポーザル方式による契約予定者の決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、実施に関する情報について、参加者全員に書面で通知するとともに、市のホームページにて情報提供します。また、審査結果についての問合せ等についても、参加者の企画力等の向上に資するため、情報提供後も対応します。

なお、審査委員会の選定結果については、次の項目を市のホームページで公表します。

- ① 審査委員
- ② 参加者
- ③ 第一優先交渉権者
- ④ 審査結果

## 1 3. 設計委託契約

---

### (1) 契約の締結

- ①松江市は、審査委員会による審査の結果によって第一優先交渉権者と契約の交渉を行います。
- ②第一優先交渉権者が、契約締結までの間に、国または地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加資格要件を満たさないと認められた場合は、次点交渉権者を契約交渉の相手方とします。
- ③本業務の契約締結時には、受託者に設計業務に係る賠償責任保険への加入を証明する書類の提出を求めます。未加入の場合は加入してください。

### (2) 委託契約

- ①本業務は、令和5年度から令和6年度の2年度にまたがる委託契約となります。  
(期間(予定)：契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで)
- ②本業務の委託内容については、締結する委託契約書によるものとします。なお、契約にあたっては第一優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約額を決定します。
- ③契約締結時までに松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱(平成17年3月31日

施行)による指名の停止を受けたときには、契約を締結しないものとし、この場合、市は一切の損害賠償の責を負いません。

### (3) 設計委託料上限額

設計業務に対する委託料上限額は、41,847,300円(10%の消費税込)とします。

### (4) 受注資格の喪失

本件業務委託を受託した者と資本・人事面等において関連があると認められた製造業または建設業の企業は、本件業務委託に係るすべての工事の入札に参加し、または当該工事を請け負うことができません。

## 14. 著作権、意匠および提出図書の取り扱い

---

### (1) 著作権および意匠

- ①提出された提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。
- ②提案書等のなかで第三者の著作物(本プロポーザルに関する公表、展示を含む)を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者にすべて帰属するものとします。

### (2) 提出図書の使用

- ①市は、本件プロポーザルに関する公表、展示およびその他市が必要と認める時に、提案書を無償で使用できるものとします。この場合、提案者名を明記します。
- ②提案書および提出書類は、設計候補者の特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

## 15. 経費の負担

---

提案書の作成に要した費用、旅費、その他この提案競技の参加に関し要した経費は、すべて応募者の負担とします。

## 16. その他

---

### (1) 失格要件

応募者は、次の要件に一つでも該当するものがある場合には失格となります。

- ①提出資料の提出が、本要領等の提出方法に適合しない場合
- ②提出資料が本要領等に示された条件に適合しない場合
- ③参加承諾届受理後、提出期限内に提案書および提出書類が提出されなかった場合
- ④提出資料に本要領等で示した表現以外の表現方法が用いられている場合
- ⑤虚偽の内容が記入されている場合

- ⑥ 審査委員会委員と、技術提案審査のヒアリング以外の場において、直接・間接を問わず、本プロポーザルに関する件で接触があったと認められる場合
- ⑦応募者が、他の応募者へのヒアリングを参観または聴講した場合
- ⑧その他本要領等に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合
- ⑨参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合その他参加資格の要件を満たさなくなった場合

## (2) その他

- ①参加申込書兼誓約書の提出後、プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を事務局まで速やかに提出してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。
- ②提出された書類は返却しません。
- ③手続において使用する言語および通貨は、すべて日本語および日本国通貨とします。
- ④プロポーザルは、整備内容の決定や基本設計業務を委託するにあたり、学校改修及び建設関連の法令への対応に関して専門的知識と豊富な経験を有し、かつ業務への良好な取組体制や設計及び技術内容等の優れた提案を行うことのできる設計者を選定することを目的として実施するもので、設計の内容を求めるものではありません。したがって、設計にあたっては、参加者の提案内容を変更する場合があります。